平成〇年〇月〇日

|  |  |
| --- | --- |
| 社　長 | 運　管 |

事業者が運転者に対して行う指導及び監督の実施議事録

実 施 日：平成〇〇年〇月〇日（〇）〇時〇分～〇時〇分

実施場所：本社営業所会議室

実 施 者：〇〇　〇〇

参 加 者：バス運転者　（別紙参加者名簿参照）

教育内容：バスを運転する心構え

使用資料：「国土交通省一般的な指導及び監督指針の解説」を基に当社が作成した「自動車教育資

料」を活用した（別紙参照）

|  |
| --- |
| 【１】バス事業の公共性と重要性公共交通事業であるバス事業は、乗客を安全・確実に輸送することが社会的な使命であるとともに、対人のサービス業でもあります。プロの運転者としての意識を持ち、乗客の安全を最優先することが最も重要を理解した。（１）バス事業の社会的役割（２）バス運転者の使命【２】バス事故の社会的影響バスは大きな車体を持ち、乗車定員も多いことから、事故を起こした場合、対人では死亡事故が多くなり、他車との事故ではその被害は大きくなっています。特に貸切バスの事故は追突事故が多くなっており、事故の重大性と社会に与える影響を認識した。（１）バス事故の特徴（２）事故の重大性の認識（３）「事故を起こさない」信念を持つ 【３】安全運行の心構えバス運転者は、プロの運転者であるからこそ、模範となる運転者として、他の運転者の手本となるべき、安全でマナーの良い運転を心がけることを確認した。（１）思いやりと譲り合いの気持ちを持つ（２）油断や過信をしない （３）急ぎやあせりを抑える（４）カッカしたり、カリカリしたりしない （５）エコドライブの励行 |

以　　　上